

京都府道路公社が発注する建設工事に係る元請・下請関係の適正化及び労働環境の確保に関する指針の要旨

H2907改定版

1 趣旨

本指針により、京都府道路公社が発注する全ての建設工事（除草等委託契約書に基づく業務委託を含む）において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び京都府道路公社工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図っていきます。

2 内容

● 「一括下請負の禁止等」について

(指針第3)

- 下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を制限します。
 - ・ 建築一式工事は、3次下請まで。
 - ・ 建築一式工事を除く建設工事は、2次下請まで。
 上記に示した請負の次数を超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第1号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要があります。

● 「下請負人の選定」について

(指針第4)

- 府の指名停止措置、下請参加停止者に指定されている者は、下請参加することは出来ません。
- 京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するようお願いします。
- 京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、下請工事契約時チェックリスト（様式第2号）に理由を記載する必要があります。
- 下請契約を暴排条例に規定する暴力団員等との間で締結してはならない。
- 暴排条例に定める誓約書（下請負人との契約総金額が150万円以上の場合）を下請負人から徴取する必要があります。

● 「下請契約の締結及び履行」について

(指針第6)

- 下請契約を締結するときには、下記の条件を遵守する必要があります。
- 指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結し、その写しと下請工事契約時チェックリスト及び誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る。）を直接請負者に提出すること。
 - ※直接請負者とは、公社工事等を京都府道路公社から直接請け負った者をいう。
- 元請負人は全ての下請契約が適正になされているか、確認する必要があります。
 - ＜下請契約書に記載が必要な項目＞
 - ・ 関係法令の遵守
 - ・ 京都府道路公社が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針の遵守
 - ・ 是正及び調査への協力
- 必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
- 建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと。

●「請負代金の支払」について

(指針第7)

元請負人は、出来形相当部分及び工事完成後の支払に相応する下請代金を1月以内に支払う必要があり、当該期間内においてもできる限り短い期間内に支払うよう努める必要があります。

●「建設労働者の雇用条件の改善」について

(指針第9)

労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善を図る必要があります。

●「施工体制の把握」について

(指針第10)

- 全ての建設工事について下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、見やすい場所に掲げるとともに、全ての下請契約書の写しとともに、京都府道路公社に提出する必要があります。
- 建設業法に基づき、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えるとともに、京都府道路公社に提出する必要があります。

●「公社の指導、助言、指示」について

(指針第11)

- 京都府道路公社は、この指針の趣旨の徹底を図ります。
- 指針に違反等をし、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合は、直接請負者に対し必要な措置を講ずるように指示します。
 - 違反内容が重大であって、直ちに是正等が必要と認めた場合には、京都府道路公社と直接請負者の合同調査を行います。
 - 是正を求める公社からの指示に、正当な理由なく従わないときは、
 - ・ 指名停止措置要領に基づく措置
 - ・ 下請参加停止者として指定し公社工事等の下請負人としての参加を認めない等処分を行うことがあります。

●「下請参加停止者の指定期間及び公表方法」について

(指針第13)

下請参加停止者の指定期間は1箇月とし、ホームページに掲載し公表します。

●「契約遵守窓口の設置」について

(指針第14)

元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を開設します。

契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知する必要があります。

※本指針は、京都府道路公社ホームページに掲載されていますので、詳細はそちらをご確認ください。